

## 基礎・境界ソサイエティ表彰に関する規程

(平成 13 年 3 月 22 日 制定 )

(平成 19 年 9 月 11 日 一部改訂)

(平成 20 年 6 月 20 日 一部改定)

(趣旨)

第1条 基礎・境界ソサイエティにおける各種の活動において、電子情報通信学会の会員、非会員を問わずソサイエティに多大なる貢献をした個人を表彰することを目的として本規程を定める。

(審議委員会)

第2条 被表彰候補者を決定するために審議委員会を設置する。審議委員会のメンバーは基礎・境界ソサイエティの会長、次期会長、ソサイエティ編集長、副会長 (5 名)、和文論文誌編集委員長、英文論文誌編集委員長、ソサイエティ誌編集委員長、庶務幹事 (2 名) の計 13 名とする。

(被表彰者の決定)

第3条 審議委員会の結論にもとづき、基礎・境界ソサイエティの会長が被表彰者を決定し、選定の理由とともに運営委員会に報告する。

(授与方法)

第4条 ソサイエティ大会または運営委員会の席上で、基礎・境界ソサイエティの会長より表彰状を贈呈する。

(規程の改訂)

第5条 本規程の改訂は、基礎・境界ソサイエティ運営委員会で承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 6 月 21 日より施行する。

## 基礎・境界ソサイエティ表彰に関する内規

(平成 13 年 3 月 22 日 制定 )

(平成 15 年 12 月 3 日 一部改訂)

(平成 17 年 4 月 1 日 一部改訂)

(平成 19 年 9 月 11 日 一部改訂)

(表彰対象者)

1. 表彰対象者は次のいずれかの項目に該当するものとする。
  - (a) ソサイエティの活動もしくは運営委員会の運営に、多大な貢献をした個人
  - (b) 基礎・境界ソサイエティが主催または共催する国際会議において、会議運営に多大な貢献をした個人
  - (c) 研究専門委員会、サブソサイエティ、学術研究集会、論文誌編集委員会等の活動に、多大な貢献をした個人

(表彰者への賞金等)

2. 表彰者には、表彰状と副賞を授与するものとする。副賞として、特別功労賞には二万円、功労賞には一万円、功労感謝状には五千円を授与する。

(表彰の種類)

3. 表彰の種類は、ソサイエティに対する貢献の大きさの順に、基礎・境界ソサイエティ特別功労賞 (Engineering Sciences Society: Distinguished Service Award)、基礎・境界ソサイエティ功労賞 (Engineering Sciences Society: Service Award) および基礎・境界ソサイエティ功労感謝状 (Engineering Sciences Society: Certificate of Appreciation) の三つとする。  
特別功労賞は、ソサイエティ全体への顕著な貢献を対象とする。  
功労賞は、ソサイエティ全体への貢献を対象とする。  
功労感謝状は、ソサイエティ活動、研究会等への貢献を対象とする。

(その他)

4. 特別功労賞・功労賞は、その年度において各研究専門委員会からそれぞれ 1 件程度の推薦を目安とする。

附則

この内規は 平成 19 年 9 月 12 日より施行する。